

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和4年度第5号
通算第59号
令和4年12月16日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和4年12月期の期末手当等について—

◎日時・場所

令和4年11月11日（金）午後7時30分～午後9時（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

◎今回の交渉の主な目的

2022年末一時金に関する要求書及び独自要求書について、前回に引き続き協議を重ねた。

◎組合への回答

（修正メモ）令和4年10月28日付け「要求書」に対する回答について

[別紙1](#)

（回答メモ）会計年度任用職員の報酬改定について

[別紙2](#)

◎具体的な交渉内容

1 会計年度任用職員の報酬改定について

協議の要旨

前回の交渉を受け、報酬改定に関して修正回答を提示。当該修正内容を説明した後、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
修正回答の内容は。	前回の交渉を受けて、できることはないかと検討した結果、非常勤行政事務員の報酬月額は行政職給料表を基礎に設定していることを踏まえ、改定手法をその対応する号給の改定に準じたものに改めることとした。あわせて、近年の人事院勧告の傾向が「増は勤勉手当、減は期末手当」である中、会計年度任用職員には一時金の増が反映されないことを重く見て、既存の特別措置額に、今般の勤勉手当引上げ相当分を報酬月額に割り振ることによる加算を実施した。ただし、メモでもお示ししたとおり、特別措置額の計上は、勤勉手当が支給できるようになるまでの間に限られることになる。

<p>勤勉手当引上げ相当分への対応を含め、前回の回答から大幅な修正がなされたことは評価したい。一方で、特別措置額の計上に条件が付されているが、これはどういう意味なのか。</p>	<p>先ほども申し上げたとおり、特別措置額は勤勉手当を支給することができないことを前提とするものであるため、今後、仮に勤勉手当を支給することが可能となった場合には、前提が変更されたものとして、特別措置額については廃止することになるという意味である。</p>
<p>それは報酬が引下げとなるということか。</p>	<p>報酬月額のみを見れば引下げとなるだろうが、勤勉手当が支給されることになるため、年収で見れば必ずしも引下げとはならないものと思われる。</p>
<p>当初の一律改定と異なり、今回の修正においては経験年数を経るごとに改定額が下がっている理由は。</p>	<p>常勤職員の給料表改定に準じたものとしたことによるものである。今回の常勤職員の給料表改定は若年層に重点を置いた引上げとしており、結果的に号給が低い者ほど改定額は大きくなるものとなっている。</p>
<p>改定期期について修正がないのはなぜか。会計年度任用職員のモチベーション維持や人員不足解消のためにも、常勤職員と同様に遡及改定を求める。</p>	<p>限られた人件費予算の中で、組合要求を上回る改定額をお示しさせていただいた。この回答が、人員確保の観点も踏まえたものであることを理解いただきたい。</p>
<p>確かに今回示された改定額は、他都市と比べても高いものであると思う。しかし、会計年度任用職員は次年度以降の任用が確保されていないため、次年度からの改定となると、増の恩恵を全く受けられない者も出てくる。それほど遡及改定への思いは強く、是非とも実施していただきたい。</p>	<p>そのような任用形態も勘案した中で、会計年度任用職員制度移行後の最初の人事院勧告の対応として、人事院勧告の反映は次年度にすると決定したものである。減改定であれば次年度、増改定であれば当年度に遡及改定というのは、容認できない。</p>
<p>職員割合としては、どのくらいの経験年数が最も多いのか。今回の改定は経験年数が長い者ほど改定額が低いというものであるが、改定額の低いところに多くの職員が分布しているということはないのか。</p>	<p>一般的な非常勤行政事務員においては、経験年数 12 年目に相当する職員が最も多い。また、全体の改定率で見ると、常勤職員は約 0.4%であるのに対して、非常勤行政事務員は約 2.1%となっており、常々組合が主張されている常勤職員との格差是正にもつながっているといえる。</p>

<p>常勤職員よりも高い改定率となっており、格差是正につながることも理解できるが、他都市では遡及改定の動きもある中、遡及改定がなされないことについては、やはり納得できない。報酬月額改定のうち常勤職員の引上額相当分だけでも、常勤職員と同様に4月に遡ることはできないのか。</p>	<p>報酬改定のうち一部だけ改定時期を変更する取扱いは、制度上難しい。また、他都市では遡及改定している自治体もあるとのことであるが、一方で、先ほど組合からも発言があったとおり、本市の改定額は高いものとなっているのではないかと。要求の全てに応えることは難しい中で精一杯の回答をお示しさせていただいており、この内容でご判断いただきたい。</p>
--	--

課題解決への方向性

諾否期限までに判断を行うよう求めた。

2 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<p>報酬について</p> <p>前回交渉時にも協議したが、60歳までの経験年数加味を強く求める。任用上限年齢の撤廃を踏まえ、60歳まで経験年数を加味すれば、職員のモチベーション向上につながり、人員不足解消にもなると考えるが。</p>	<p>任用上限年齢撤廃にあわせて高年齢者任用制度を廃止し、60歳超職員の報酬水準引上げという財政負担を伴う大きな見直しを実施したところであるが、これも人材確保に資する取組であったと考えられる。その上で更なる対応というのは難しいことについて、ご理解いただきたい。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以 上
(給与課)

令和4年10月28日付け「要求書」に対する回答について（メモ）

R4.11.11

令和4年11月7日付け「令和4年10月28日付け「要求書」に対する回答について」における「2 賃金制度、一時金の改善について」の③の回答について、次のとおり修正する。

組 合 要 求	回 答
2 賃金制度、一時金の改善について ③ 賃金は令和4年度人事院勧告に準拠し月例給について正規職員の0.23%（921円）分の引上げを4月に遡って支給すること。	③ 令和4年11月11日付け「会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」のとおりとする。

以 上
(給与課)

会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R4.11.11

1 改定内容

非常勤行政事務員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。ただし、特別措置額（※改定後報酬月額の内数）の計上については、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限る。

	採用基準学歴			本市行政事務 員として の経験年数	現行 報酬月額 (円)	改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	高卒	短卒	大卒			報酬月額 (円)	特別措置額 (円)		
採用時 年齢 (歳)	18.19.20	-	-	→ 1年目	149,410	154,120	14,970	4,710	3.15
	21.22.23	-	-	→ 2年目	154,250	158,990	15,440	4,740	3.07
	24以上	20.21.22	-	→ 3年目	159,820	164,350	15,960	4,530	2.83
	-	23.24.25	-	→ 4年目	165,510	169,960	16,510	4,450	2.69
	-	26.27.28	22.23.24	→ 5年目	171,450	175,560	17,050	4,110	2.40
	-	29以上	25.26.27	→ 6年目	176,650	180,560	17,540	3,910	2.21
	-	-	28.29.30	→ 7年目	181,250	185,180	17,980	3,930	2.17
	-	-	31.32.33	→ 8年目	185,860	189,810	18,430	3,950	2.13
	-	-	34.35.36	→ 9年目	190,210	194,200	18,860	3,990	2.10
	-	-	37以上	→ 10年目	194,090	198,220	19,250	4,130	2.13
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。				11年目	198,080	202,120	19,630	4,040	2.04
				12年目	201,720	205,770	19,980	4,050	2.01
				13年目	205,350	209,430	20,340	4,080	1.99
				14年目	208,740	212,840	20,670	4,100	1.96
				15年目	211,520	215,280	20,910	3,760	1.78
				16年目	213,820	217,470	21,120	3,650	1.71
				17年目	216,000	219,540	21,320	3,540	1.64
				18年目	218,300	221,610	21,520	3,310	1.52
				19年目	220,240	223,320	21,690	3,080	1.40
				20年目	222,300	224,780	21,830	2,480	1.12
				21年目	223,510	226,000	21,950	2,490	1.11
				22年目	224,840	227,090	22,050	2,250	1.00
				23年目	226,170	228,430	22,180	2,260	1.00
				24年目	227,020	229,290	22,270	2,270	1.00
				25年目	228,350	230,260	22,360	1,910	0.84
				26年目	229,810	231,240	22,460	1,430	0.62
				27年目	230,650	232,090	22,540	1,440	0.62
				28年目～	231,500	232,940	22,620	1,440	0.62

2 適用日

令和5年4月1日

3 諾否期限

令和4年11月16日

以上
(給与課)

◎妥結事項

11月7日及び11日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月16日に次の項目について妥結に至った。

1 期末手当の支給 [支給日：令和4年12月9日]

令和4年12月1日に在職する者に、期末手当として1.2月分を支給する。

2 非常勤行政事務員の報酬改定 [令和5年4月1日実施]

非常勤行政事務員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。ただし、特別措置額の計上については、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになるまでの間に限る。

	採用基準学歴			本市行政事務員としての経験年数	現行	改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	
	高卒	短卒	大卒		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)	特別措置額 (円)			
採用時年齢 (歳)	18. 19. 20	-	-	→	1年目	149,410	154,120	14,970	4,710	3.15
	21. 22. 23	-	-	→	2年目	154,250	158,990	15,440	4,740	3.07
	24以上	20. 21. 22	-	→	3年目	159,820	164,350	15,960	4,530	2.83
	-	23. 24. 25	-	→	4年目	165,510	169,960	16,510	4,450	2.69
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→	5年目	171,450	175,560	17,050	4,110	2.40
	-	29以上	25. 26. 27	→	6年目	176,650	180,560	17,540	3,910	2.21
	-	-	28. 29. 30	→	7年目	181,250	185,180	17,980	3,930	2.17
	-	-	31. 32. 33	→	8年目	185,860	189,810	18,430	3,950	2.13
	-	-	34. 35. 36	→	9年目	190,210	194,200	18,860	3,990	2.10
	-	-	37以上	→	10年目	194,090	198,220	19,250	4,130	2.13
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	198,080	202,120	19,630	4,040	2.04
					12年目	201,720	205,770	19,980	4,050	2.01
					13年目	205,350	209,430	20,340	4,080	1.99
					14年目	208,740	212,840	20,670	4,100	1.96
					15年目	211,520	215,280	20,910	3,760	1.78
					16年目	213,820	217,470	21,120	3,650	1.71
					17年目	216,000	219,540	21,320	3,540	1.64
					18年目	218,300	221,610	21,520	3,310	1.52
					19年目	220,240	223,320	21,690	3,080	1.40
					20年目	222,300	224,780	21,830	2,480	1.12
					21年目	223,510	226,000	21,950	2,490	1.11
					22年目	224,840	227,090	22,050	2,250	1.00
					23年目	226,170	228,430	22,180	2,260	1.00
					24年目	227,020	229,290	22,270	2,270	1.00
					25年目	228,350	230,260	22,360	1,910	0.84
					26年目	229,810	231,240	22,460	1,430	0.62
					27年目	230,650	232,090	22,540	1,440	0.62
					28年目～	231,500	232,940	22,620	1,440	0.62